

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十七条第三十八項第二号及び第四十八項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、令和三年五月一日から適用する。

令和三年四月 日

金融庁長官 氷見野良三

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第三十八項第二号及び第四十八項に規定する金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則は、「暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）とする。